

林業労働力確保支援センター拡充強化対策事業実施要領

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要領は、公益財団法人岩手県林業労働対策基金業務方法書（以下「業務方法書」という。）第3章第4節に規定する林業労働力確保支援センター拡充強化対策事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 認定事業主 業務方法書第3条第3号の定めるところによる。
- (2) レンタル会社 岩手県林業労働対策基金理事長（以下「理事長」という。）が指定する林業機械のレンタルを行う者をいう。
- (3) 林業機械 理事長が別に定める高性能林業機械をいう。

第2章 認定事業主支援事業

(助成)

第3条 理事長は、認定事業主が林業機械をレンタルで導入し、森林施業を実施するときに必要な労働災害の防止及び効率的な現場作業を行うための研修経費に対して助成するものとする。

2 助成額は、予算の範囲内で理事長が別に定めるものとする。

(助成金の交付申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、林業機械研修助成金交付申請書（様式第1号）を理事長に提出するものとする。

(助成金の交付決定)

第5条 理事長は、前条の書類を受理した場合は、その内容を審査し、相当と認めるときは、申請者に交付決定の通知（様式第2号）をするものとする。

2 理事長は、研修の目的を達成するため、前項の交付決定に条件を付することができる。

(助成金の交付)

第6条 助成金の交付決定の通知を受けた者は助成事業が完了した場合は、林業機械研修助成金交付請求書（様式第3号）を理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、前項の書類を受理した場合は、その内容を審査し、相当と認めるときは、助成金を交付する。

第3章 林業機械化促進事業

(助成)

第7条 認定事業主がレンタル会社から林業機械を借り受けた場合に、そのレンタル額の

一部を助成するものとする。

2 認定事業主に対する当該年度における助成期間は、1機種当たり延べ90日以内とする。

3 認定事業主に対する当該年度における助成額は、700,000円以内とする。

4 助成額は、林業機械の機種毎に理事長が別に定めるものとする。

(林業機械レンタル借受計画書等)

第8条 認定事業主は、レンタル会社から林業機械を借り受けようとする場合は、あらかじめレンタル会社と協議し、林業機械レンタル借受計画書(様式第4号)を理事長に提出するものとする。

2 理事長は、前項の規定により提出された林業機械レンタル借受計画書に基づきレンタル機械借受計画調書(様式第5号)を作成し、認定事業主に通知するとともに、レンタル会社に情報提供を行うものとする。

(助成金交付申請)

第9条 前条の通知を受けた認定事業主は、林業機械レンタル助成金交付申請書(様式第6号)を理事長に提出するものとする。

2 理事長は、前項の申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、申請者に林業機械レンタル助成金交付決定の通知(様式第7号)をするものとする。

(レンタル会社への借受申請)

第10条 前条の通知を受けた認定事業主は、速やかにレンタル会社に林業機械の借り受け申請を行うものとする。

(借受期間の満了及び期間の変更)

第11条 認定事業主は、借受期間が満了したときは、直ちに林業機械をレンタル会社に返却し、その旨を理事長に報告しなければならない。

2 認定事業主は、林業機械の借受期間を変更しようとする場合は、理事長と事前に協議するものとし、期間変更の7日前までに林業機械レンタル助成金変更交付申請書(様式第8号)を理事長に提出しなければならない。

3 理事長は、前項の書類の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、申請者に変更交付決定(様式第9号の1)の通知をするとともに、レンタル会社に情報提供(様式第9号の2)を行うものとする。

(助成金の交付)

第12条 認定事業主は、借受期間が満了したときは、林業機械レンタル助成金交付請求書(様式第10号の1)を提出しなければならない。

2 理事長は、前項の規定による書類を受理した場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは申請者に助成金を交付するものとする。

(認定事業主の義務)

第13条 認定事業主は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 作業従事者が林業機械の操作及び作業に関する教育を受け、かつ、当該林業機械の操作等に関する知識、技能を有していること。
- (2) レンタル機械の使用保管については、善良な管理者の注意をもって行うこと。
- (3) レンタル機械を転貸しないこと。
- (4) レンタル機械で人身事故の発生、林業機械の全部又は一部を滅失、棄損したときは、直ちに理事長に連絡するとともに、レンタル機械事故発生報告書（様式第11号）を理事長に提出すること。
- (5) その他理事長が必要と認める事項。

（違反行為等の措置）

第14条 理事長は、認定事業主が次の事項に該当するときは、助成金の交付決定を取り消し、助成金を返還させることができる。

- (1) 申請書に虚偽の記載があった場合。
- (2) 第13条に定める事項に違反した場合。
- (3) その他理事長が不相当と認めた行為があった場合。

（助成金の返還）

第15条 前条の規定により助成金の交付の取り消しがあった場合、既に助成金が交付されているときは、理事長の命ずるところにより助成金を返還しなければならない。

（帳簿等の保管）

第16条 申請者は、この助成金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等を備え、借受期間満了年度後、5年間保管しなければならない。

附 則

1 この要領に定めのない事項については、必要に応じて、理事長が定めるものとする。

2 施行期日

この実施要領は、平成10年2月26日から施行する。

附 則

この実施要領は、平成20年4月 1日から施行する。

附 則

この実施要領は、平成23年4月 1日から施行する。

附 則

この実施要領は、平成25年4月 1日から施行する。

附 則

この実施要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この実施要領は、平成31年4月1日から施行する。